

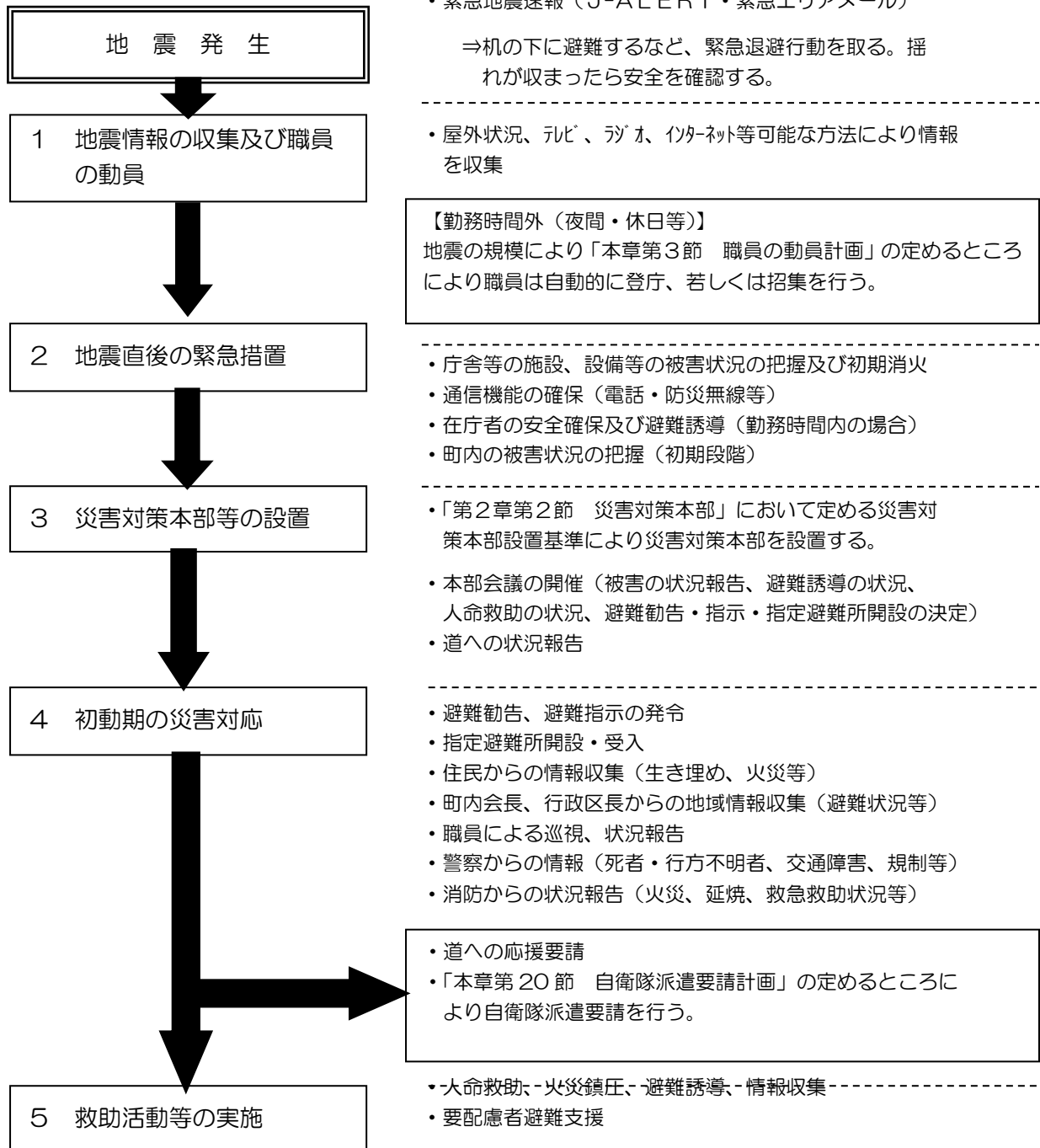
## 第5章 災害応急対策計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行なうなど、機能を有効適切に発揮して、住民の安全と被災者の保護を図るための計画である。

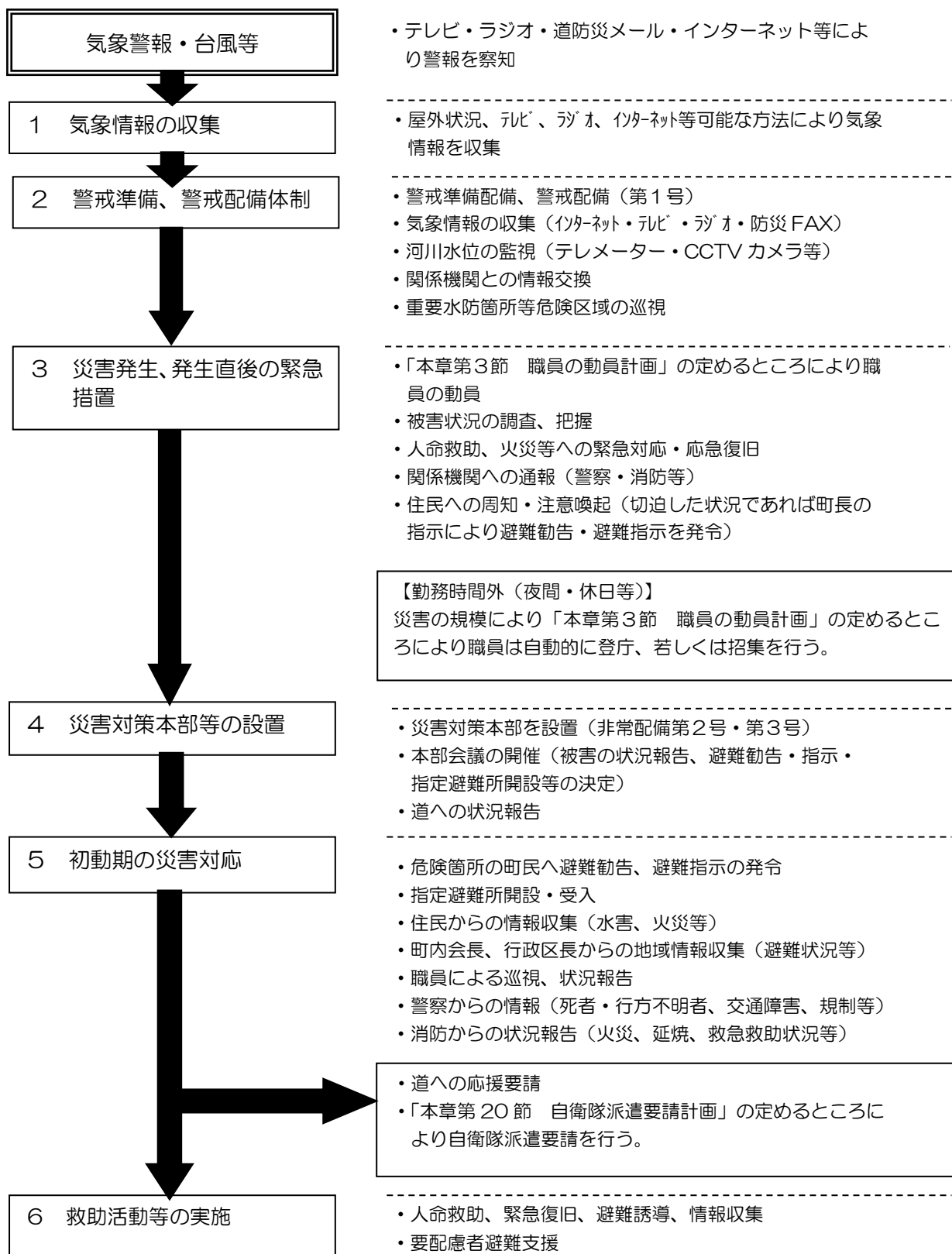
### 第1節 災害発生時の職員初動計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、次の流れのとおり職員初動を実施する。

#### 1 地震災害の職員初動の流れ



## 2 風水雪害・土砂災害等の職員初動の流れ



## 第2節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長・消防団長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村・関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

### 1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- ア 北海道知事(基本法第 70 条)
- イ 北海道警察官等(基本法第 63 条第 2 項)
- ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第 63 条第 3 項)
- エ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(基本法第 77 条)
- オ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長(基本法第 80 条)
- カ 町長、町の委員会又は委員、公共団体及び防災上重要な施設の管理者等(基本法第 62 条)
- キ 水防管理者(町長)・消防機関の長(消防団長)等(水防法第 23 条)
- ク 消防団長又は消防支署長(消防法第 29 条等)

### 2 町の実施する応急措置

#### (1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規程に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### (2) 応急公用負担の実施

町長は本町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規程に基づき本町区域内の他人の土地・建物その他工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

##### ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地建物その他工作物又は土石・竹木その他の物件(以下「工作物等」という)を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者その他の当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を沼田町公告式条例(昭和 25 年条例第 8 号以下「公告式条例」という。)を準用して、町役

場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ① 名称又は種類
- ② 形状及び数量
- ③ 所在した場所
- ④ 処分の期間又は期日
- ⑤ その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずるべき損失を補償しなければならない。

(3) 災害発生場所の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施について

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を取ることが出来る。なお、この場合において工作物を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 道知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する応急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

(基本法第 65 条第 1 項)

イ 町長及び消防支署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 24 条)

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第 5 項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 10 第 1 項)

オ 町長等は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病又は死亡した場合は別に定める額の補償を行なう。

### 3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は次のとおりである。

#### (1) 実施責任者

救助法による救助は知事が行なう。ただし、救助法第 30 条第 1 項に基づき災害救助法施行細則(昭和 31 年北海道規則第 142 号)により委任された職務については町長が行う。

#### (2) 救助法による救助の種類及び期間

救助の種類	実施期間
指定避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与（委任された場合）	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療（委任された場合）	14日以内
助産（委任された場合）	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

#### (3) 救助法の適用手続き及び適用基準

町長は本町の地域に係る災害に関しその被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに空知総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。但し、災害の事態が急迫し、知事による援助の実施を待ついとまがない場合は、救助法の規定による救助を行ない、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処理については指示を受けなければならない。

### 4 費用の請求及び書類の整備

(1) 町長が委任を受けた救助を実施した場合、その費用は町において一時繰替支弁しなければならない。但し、救助を迅速に実施するために特に必要がある場合は、総合振興局長にその旨を申し出、概算払いで受けることができる。

(2) 町長は費用を請求しようとするときは、請求書及び証拠書類の謄本を総合振興局長に提出しなければならない。また、概算払いを受けようとするときは、救助費概算払申請書を総合振興局長に提出しなければならない。

## 5 基本法と救助法の関連

基本法で定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別表

適用基準

被害区分 市町村の人口	市町村 単独の 場合	被害が相 当広範囲 な場合 (全道 2,500 世 帯以上)	被害が全道 にわたり、 12,000 世帯 以上の住家が 滅失した場合 等	摘 要
	住家滅 失世帯 数	住家滅失 世帯数		
5,000 人未満	30	15	市町村の被害 状況が特に救 助を必要とす る状態にある と認められた とき。	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滅失…全壊・全焼・流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失した もの又は損壊が甚だしく、補修により再使 用することが困難で具体的には、損壊、焼 失又は流出した部分の面積が、その住家の 延床面積の 70%以上に達したもの、又は住 家の主要な要素の経済的被害を住家全体に 占める損害割合で表し、50%以上に達した 程度のもの。</li> <li>半壊・半焼…2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元 通りに再使用できる程度のもので、具体的 には損壊部分の床面積が、その住家の主要 な延床面積の 20~70%のもの、又は住家 の主要な構成要素の経済的被害を住家全体 に占める損害割合で表し、20%以上 50% 未満のもの。</li> <li>床上浸水…3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水・土砂のたい積等により、一時 的に居住することができない状態となっ たもの。</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位を いう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した 生計を営んでいると認められる場合、個々 の生活実態に即し判断する。</p>
5,000 人以上 15,000 人未満	40	20		
15,000 人以上 30,000 人未満	50	25		
30,000 人以上 50,000 人未満	60	30		
50,000 人以上 100,000 人未満	80	40		
100,000 人以上 300,000 人未満	100	50		
300,000 人以上	150	75		

### 第3節 職員の動員計画

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部の体制が確立できるように職員等の動員を図るための計画である。

ただし、本部の設置されない場合においても町長が必要と認めたときは、この動員体制をとることができる。

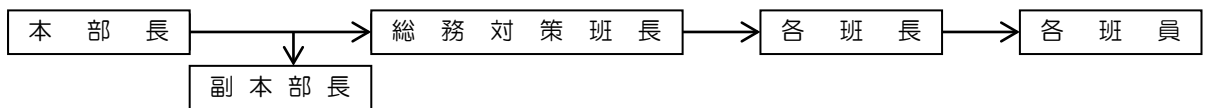
#### 1 動員の配備、伝達系統と方法

##### (1) 平常執務時の伝達系統及び方法

本部設置基準に基づき本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策班（総務財政課長）が各班長に対し、庁内放送・電話等により警戒配備（第1号）、さらには緊急事態に備えて、本部全職員を出動させる非常配備（第2号）及び非常配備（第3号）を指令するものとする。

各班長は所属職員に連絡をして指揮監督を行ない、災害情報の収集・伝達・調査・その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

##### ○伝達系統



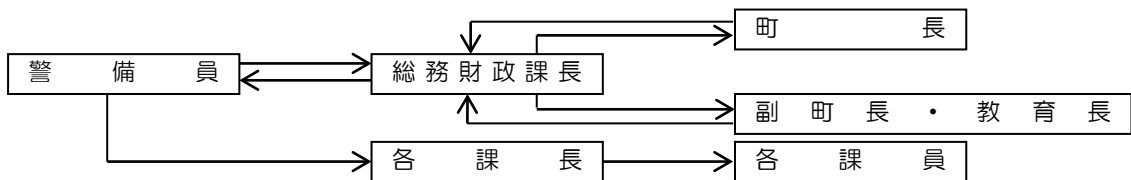
##### (2) 休日又は退庁後の伝達

警備員は、次の情報を察知したときは総務財政課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長・職員に通知するものとする。また、警備員は午後11時00分～翌朝午前7時00分の間不在となるため、その間の連絡（電話）は総務財政課長へ転送され、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

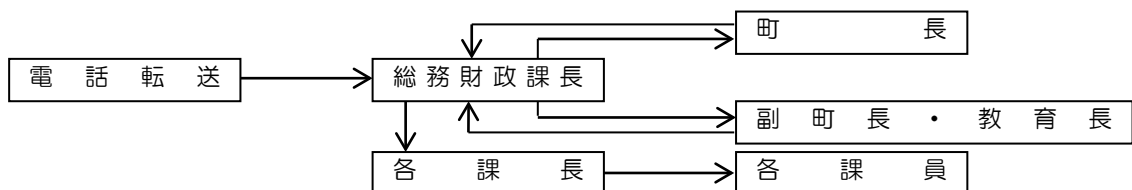
- ア 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ウ 異常現象の通報があったとき。

##### ○警備員による伝達系統図

##### ア 午前7時00分～午後11時00分



##### イ 午後11時00分～午前7時00分



### (3) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外・休日等において登庁の指示を受けたとき又は災害が発生しあるいは災害の発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお本部が設置された場合は、電話・連絡車、又は報道機関に依頼してテレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は直ちに登庁するものとする。

## 2 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき各班長は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに総務対策班長を通じて本部長に報告するものとする。

## 3 現場連絡員

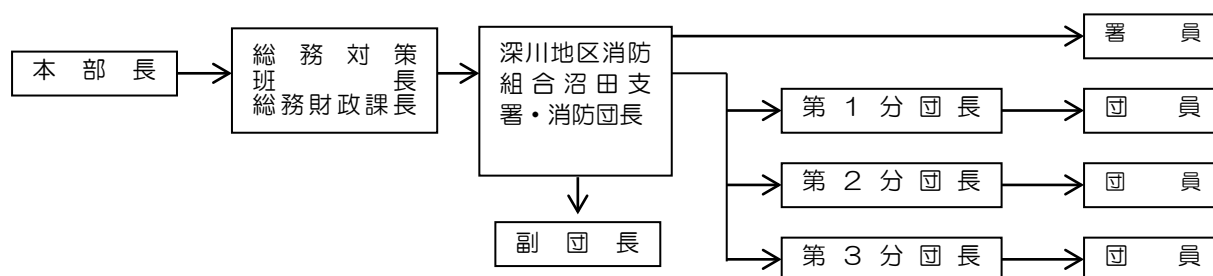
現場の活動を円滑に行なうため、必要により班長が指名する現場連絡員をおく。

現場連絡員は所属班長及び総務対策班長に報告し指示を受け、現場での指揮監督を行なうものとする。

## 4 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行なう。

### ○消防機関への伝達系統図



### ○消防機関の出動

災害時には、消防機関は災害の状況により消防長の指示に従い、災害現場に出動し活動するものとする。



## 第4節 他機関に対する応援出動要請

### 1 道・市町村等に対する要請

#### (1) 要請の決定

各対策班長は、道・市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務対策班長を通じて本部長に報告するものとする。

本部長は直ちに本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。

ただし、そのいとまがない場合は直接本部長が決定するものとする。

#### (2) 要請の手続き

派遣要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行なうものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他勤務条件

オ 全各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

#### (3) 派遣職員の身分取扱い等

派遣職員の身分取扱い・給与等については、北海道地域防災計画の定めるところによる。

#### (4) 派遣職員の活動状況の把握

派遣職員の活動についての接衝には、直接関係のある各部各班が当たるが、応援の日数及び応援隊の食糧・宿舎など必要に応じて総務対策班長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

### 2 自衛隊の災害派遣要請

「本章第20節 自衛隊派遣要請計画」に基づき派遣要請を行なうものとする。

## 第5節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集方法

(1) 写真撮影による現場の取材

(2) 報道機関その他関係機関及び総務対策班による写真の収集

(3) その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

### 2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長(町長)の承認を得て総務対策1班長がこれにあたる。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら次の方法により行なうものとする。

- ① 防災行政無線の利用
- ② 広報紙・チラシの利用
- ③ 広報車の利用
- ④ 新聞・ラジオ・テレビ等の活用
- ⑤ メールぬまた・緊急エリアメール

イ 広報の内容は次のとおりとする。

- ① 災害に関する情報及び住民に対する注意時事項
- ② 災害応急対策とその状況
- ③ 災害復旧対策とその状況
- ④ 被災地を中心とした交通に関する状況
- ⑤ その他必要と認められる事項

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次被害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規則、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況・災害情報等は状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難勧告指示の状況
- カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(4) 対策本部職員に対する周知

総務対策班は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

総務対策班は、必要に応じて防災関係機関・公共団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

### 3 り災者相談所の開設

町長（住民対策班）は必要と認めたときは、役場にり災者相談所を開設し受災者の相談に應ずるものとする。

## 第6節 避難救出計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、住民の生命、若しくは身体を保護するため必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難所を開設するための計画は次に定めるところによる。

### 1 避難計画

#### (1) 避難実施責任者

##### ア 町長(担当:総務対策班)

別に定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても災害の危険がある場合に必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は立ち退きを指示する。

##### イ 警察官

町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。

##### ウ 知事又はその命を受けた職員

基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条。

##### ① 洪水等による避難の指示

別に定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

##### ② 土砂害(土石流・がけ崩れ・地すべり)による避難の指示

別に定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても土石害により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

##### エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。なお、②から④の措置をとった場合には、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

##### ① 警察官がその場にはいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等(自衛隊法第94条)

##### ② 町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

##### ③ 町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地等の一時使用及び被災工作物の除去等(基本法第64条第8項)

##### ④ 町長若しくはその委嘱を受けた町の職員、警察官がその場にはいない場合に限り、住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

## (2) 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、携帯電話（メールぬまた・緊急速報メール含む。）、等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

## (3) 避難勧告・指示区分の基準

### ア 避難勧告

その地域の居住者を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

避難勧告は、災害の種類に関係なく人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況下において発令し、指定された避難場所等へ住民が避難するよう周知を図る。

### イ 避難指示

災害による危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告より拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

避難指示は、災害の種類に関係なく前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、及び人的被害の発生した状況下において発令し、避難勧告を受けたにも関わらず未だ避難していない住民を直ちに避難させ、避難中の住民に対しては避難行動を直ちに完了させる。

## (4) 避難勧告・指示の伝達方法

### ア 勧告・指示事項

- ① 避難先
- ② 避難経路
- ③ 避難の理由
- ④ 注意事項
  - ・ 携行品は限られたものだけにする。（食糧・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ）
  - ・ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
  - ・ 避難後の戸締り。
  - ・ 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

### イ 伝達方法

- ① 避難信号による伝達

「第4章第9節 水防対策計画」に定める危険信号によるものとする。

- ② 放送局(NHK・民間放送局)に対し、勧告・指示を行なった旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し放送するよう依頼する。
- ③ 電話による伝達  
電話により住民組織・官公署・会社等に通報する。
- ④ 防災行政無線による伝達  
防災行政無線により住民に連絡する。
- ⑤ 広報車による伝達  
町・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- ⑥ 伝達員による個別伝達  
避難所を勧告・指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

#### (5) 避難方法

##### ア 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に民生対策部）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職、団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

##### イ 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

自力避難の困難な要配慮者（避難行動要支援者）に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者（避難行動要支援者）等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、避難準備情報の活用等に努める。

##### ウ 移送の方法

###### ① 小規模な場合

避難は、各戸に行くことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「本章第16節 輸送計画」

に準じ、災害時輸送の担当である土木・給水対策班を担当にあてる。

② 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は、道（空知総合振興局）に対し応援を求めて実施する。

(6) 避難所等

避難所等には緊急避難のための一時避難場所と収容避難のための避難所に区別し、災害の種別・規模・避難人口・その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難所等の中から指定する。

また、高齢者や障がい者などの要配慮者等が指定避難所生活で体調を崩し、亡くなるケース（災害関連死）を防止するため、特別な配慮がなされた福祉避難所を別に指定することとし、福祉避難所の設置及び運営方法については別に要綱等により定めるものとする。

各指定避難所には開設の方法をあらかじめ定めるなどして、必要に応じて指定避難所の開設にあたるものとする。

なお、雨天時や冬季等の屋外避難が適さない場合は、収容避難のための避難所を一時避難場所として使用することとする。

(7) 避難所の開設・管理・運営

ア 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、町内会や自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

ウ 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

エ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとするほか、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

オ 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。

キ 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ク 指定緊急避難場所（一時避難場所）

（平成31年3月1日 現在）

対象地区	人口	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人員
市内1東 市内1北 市内1南 市内2 市内3 市内4 南町 計	104 98 72 59 61 106 103 603	あるくらす(旧 沼田 中学校跡地)	南1条1丁目172-2	12,720	7,000
市内5 市内6 仲町西 沼田3 沼田4 中央町 西町 計	208 60 164 49 46 54 53 634	沼田中学校グラウンド	西町1番9号	24,000	13,300
市内7 緑ヶ丘 計	90 193 283	緑ヶ丘公園	字緑町1022番地8	4,475	2,486
旭町東 旭町西 高穂1 計	254 256 44 554	田島公園	旭町4丁目3番	26,339	14,600
沼田1 仲町東 計	32 223 255	雨竜川総合運動公園	字沼田107番地 66-77	27,446	15,200
高穂2 共成 東予 更新 計	87 102 101 56 346	共成農村公園	字共成182番地1	19,298	10,700
北竜1 北竜2 北竜3 計	53 54 88 195	ひばりヶ丘公園	字北竜505番地	20,098	11,100
恵比島 幌比里 計	13 55 68	恵比島活性化センタ ー駐車場	字恵比島425番地1	578	320
合計	2,938	老人福祉施設は含まない 1人 1.8㎡			

ケ 指定避難所（避難所）

（平成31年3月1日 現在）

No.	避難区域	人口(人)	施設名	収容可能人員(人)	施設所有者又は管理者	電話番号	住所	給食能力
1	市1東	104	健康福祉総合センター (ふれあい)	1,974	沼田町	35-2120	南1条3丁目 6-53	有
	市1北	98						
	市1南	72						
	旭町西	256						
	旭町東	254						
	高穂1	44						
	小計	828						
2	市内2	59	生涯学習総合センター (ゆめっくる)	1,779	沼田町	35-2132	南1条4丁目 6-5	有
	市内3	61						
	南町	103						
	仲町東	223						
	沼田1	32						
	小計	478						
3	市内4	106	沼田小学校	1,395	沼田町	35-2842	本通6丁目3-26	有
	市内5	208						
	市内6	60						
	市内7	90						
	緑ヶ丘	193						
	小計	657						
4	仲町西	160	沼田中学校	2,345	沼田町	35-2850	西町1-9	有
	西町	53						
	沼田3	49						
	沼田4	46						
	北竜3	88						
	小計	400						
5	中央	54	中央地区コミュニティセンター	87	行政区長		字沼田113-13	有
6	高穂2	87	高穂地区コミュニティセンター	99	行政区長	35-1774	字高穂 102-197	有
7	共成	102	共成地区コミュニティセンター	100	行政区長	35-1775	字共成193	有
8	東予	101	東予地区コミュニティセンター	84	行政区長	35-3273	字東予1060-2	有
	(東予 水害時)	(101)	(共成地区活性化センター)	(87)	(沼田町)	35-1027	(字共成95-1)	(有)
9	更新	56	更新会館	90	行政区長		字更新	有



No.	避難区域	人口(人)	施設名	収容可能人員(人)	施設所有者 又は管理者	電話番号	住所	給食能力
10	北竜1	53	北竜地区活性化センター	228	沼田町	35-1020	字北竜 400-1	有
	北竜2	54						
	小計	107						
11	恵比島	13	恵比島地区活性化センター	174	沼田町	35-1021	字恵比島 425-1	有
	幌比里	55						
	小計	68						
人口小計 2,938 人 和風園 99 人 旭寿園 72 人 人口合計 3,109 人 健康福祉総合センター(ふれあい) 828 人 共成地区コミュニティセンター 102 人 生涯学習総合センター(ゆめっくる) 478 人 東予地区コミュニティセンター 101 人 沼田小学校 657 人 (共成地区活性化センター) 101 人 沼田中学校 400 人 更新会館 56 人 中央地区コミュニティセンター 54 人 北竜地区活性化センター 107 人 高穂地区コミュニティセンター 87 人 恵比島地区活性化センター 68 人 11 避難所 合計 2,938 人								

## コ 福祉避難所（開設担当：保健対策班）

No.	施設名	収容可能人員(人)	施設所有者 又は管理者	電話番号	住所	給食能力	対象
1	養護老人ホーム 和風園	10	沼田町	35-2449	旭町3丁目	有	高齢者等
2	特別養護老人ホーム 旭寿園	10	沼田町	35-2611	旭町3丁目	有	高齢者等
3	沼田町暮らしの安心 センター	50	沼田町	35-2055	南1条1丁目	有	高齢者等
4	沼田町健康福祉総合 センター	一般の避難 所と併設	沼田町	35-2120	南1条3丁目	有	高齢者・ 妊産婦・幼児

### (8) 避難誘導

#### ア 避難誘導者

避難者の誘導は各地区行政連絡員・消防署・消防団員及び警察官が協力して行なうものとする。また、要配慮者の避難誘導については、行政・支援者・地域住民・関係機関及び自主防災組織が連携して行なうものとする。

#### イ 避難の順位

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

#### ウ 移送の方法

車輛による集団輸送の必要が認められる場合は、町災害対策本部土木・給水対策班が行なう。

(本章第20節自衛隊派遣要請計画の定めるところにより派遣要請を行なう)

(9) 指定避難所連絡員

指定避難所を開設したときは直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。

また、連絡員は本部との情報連絡を行なう。

(10) 指定避難所の開設及び開設状況の記録

指定避難所の開設については、施設所管課及びコミュニティセンターにおいては指定管理者である行政区長等の協力によりにより施設の開設を行う。

なお、指定避難所を開設した場合、次により記録しておかなければならない。指定避難所の開設及び受入れに関する連絡調整は産業対策班がこれに当たるものとする。

ア 避難者名簿

イ 指定避難所用物資受払簿

ウ 指定避難所設置及び収容状況

(11) 北海道(空知総合振興局)に対する報告

ア 避難の勧告・指示を町長等が発令したときは、発令者・発令日時・避難の対象区域・避難先を記録するとともに、空知総合振興局に対しその旨報告する。(町長以外の者が発令したときは町長経由)

イ 指定避難所を開設したときは、北海道知事(空知総合振興局長)にその旨報告する。

・指定避難所開設の日時・場所及び施設並びに開設期間の見込み

・収容状況

・炊き出し等の状況

## 2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、警察官・消防機関等の協力を得て救出を行なうが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難な場合は、空知総合振興局長に自衛隊の派遣を要請するものとする。

(2) 救出を必要とする者

災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ・地すべり等により生き埋めとなった場合及び汽車・自動車等の大事故が発生した場合

## 第7節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手續き等については、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長(担当：保健対策班)

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

### 2 食糧供給の対象者

- (1) 指定避難所に収容された者
- (2) 住宅が被災して炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

### 3 食糧供給の方法

#### (1) 品目

供給品目は、米飯・生パン・乾パン・缶詰・インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルクとする

#### (2) 調達・供給方法

##### ア 米穀の調達及び供給

米穀の調達は、別表1の小売り又は卸業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、知事に対し申請し、農林水産省生産局より供給を受けるものとする。

なお、米飯給食をする場合は、町内の仕出し業者・飲食店等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は別表2の施設を利用するほか、給食設備を有する町内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として「第2章 第3節住民組織の協力」に定めるところの協力を求める。

別表1

調達先	所在地	電話番号	月平均取扱量
小泉商店	本通3丁目3-4	35-2052	350 kg
久保商店	南1条1丁目5-16	35-2024	2,500 kg
北いぶき農業協同組合沼田支所	北1条3丁目2-2	35-2221	1,800 kg
吉住商店	南1条3丁目5-1	35-2316	2,500 kg

別表2

施設名	所在地	電話番号	炊飯能力
沼田町健康福祉総合センター	南1条3丁目6-53	35-2111	200食
沼田町民会館	南1条1丁目9-11	35-2727	200食
※沼田町宿泊交流センター	字沼田106番地の7		50食

※沼田町宿泊交流センターは、12月1日～3月31日までの冬期間使用不可

##### イ 生パン・インスタント食品等の調達

町内食糧品店等を調達先とするが、なお不足する場合は知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。

#### ウ 供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については車輛等によるものとし、「本章第 16 節 輸送計画」及び「本章第 17 節 労務供給計画」により措置するものとする。

### 4 炊き出しの計画

#### (1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しの関係は保健対策班が担当する。

#### (2) 炊き出しの方法

炊き出しは日赤奉仕団、女性団体等の協力を得て沼田町健康福祉総合センター、その他給食施設を有する会館等を利用して行なうものとする。なお、必要によってはパン給食を行なうものとする。

### 5 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならない。

様式

#### 炊き出し給与状況

沼田町

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

(注)「備考」欄は、給食内容を記入のこと。

## 第8節 衣料生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、町長が知事の委任により実施するものとする。

(2) 災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は町長(担当：保健対策班)が行うものとし、物資の調達が困難なときは北海道知事に斡旋及び調達を要請する。

### 2 実施の方法

町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて次により給与又は貸与を行うものとする。

ア 災害により住家が全壊・全焼・半壊・半焼又は床上浸水の被害を受けた者

イ 災害により被服・寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

### 3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は概ね次のとおりとする。

ア 寝具(タオルケット、毛布、布団等)

- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

#### 4 衣料・生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。  
なお調達困難な場合は、北海道知事に依頼し調達するものとする。

#### 5 給与又は貸与の方法

##### (1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各行政区長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

##### (2) 給与又は貸与の方法

ア 町長は被災世帯調査票に基づき、救助物資購入(配分)計画を立てるものとする。

イ 町長は調達物資を別表物資受払簿により整理のうえ、物資給(貸)与簿により被災者に給(貸)与するものとする。なお災害救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。

ウ 給(貸)与の物資は、生活に必要な最小限のものとする。

#### 6 給(貸)与の費用の限度

災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)の定めるところによる。



## 第9節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最少限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

応急給水は町長(担当：給水対策班)が実施する。給水対策班員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。(災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。)

### 2 給水方法

給水班は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室(深川保健所)及び関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。

#### (1) 水道施設に被害のない場合

消防タンク車・水槽車によって給水する。

#### (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車・水槽車により搬送給水する。

#### (3) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

近隣水道企業団に要請して飲料水の供給輸送を受ける。輸送給水は、消防タンク車及び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

### 3 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧は、共用栓・消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

### 4 応援の要請

町長は自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、北海道又は近隣市町村へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

### 5 給水資器材保有状況(町・消防)

資器材名	数量	保有先	タンク能力
消防タンク車	1台	沼田支署	6.5 t
水槽車	1台	沼田消防団	10.0 t

## 第10節 医療救護計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、本計画の定めるところによる。

## 1 実施責任者

医療救護は町長（担当：保健対策班）が行い、救助法が適用された場合における医療救護は、北海道知事の委任により町長が実施するものとし、この他北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

## 2 医療及び助産の対象者並びにその把握

### (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。なお、集団的に多数の死傷者とは、概ね50人以上に及ぶ災害とする。

### (2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師・看護師等の派遣要請・救護所の開設・患者の救急輸送・通信連絡の確保・医療資器材の確保・手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

## 3 医療救護所の設置

医療救護所は沼田厚生クリニック内に設置することを原則とするが、必要により公共施設（健康福祉総合センター・学校・町民会館等）を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設（沼田町災害対策本部現地医療救護所）

施設名	所在地	電話銀号	収容人員
沼田厚生クリニック	沼田町南1条1丁目	35-2321	30人

## 4 深川医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき深川医師会長に対し、次のとおり医療救護隊の編制及び医療活動に実施を要請するものとする。なお、医療救護隊の構成は、同医師会長の定めるところによる。また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行なうものとする。

### (1) 要請する場合には次の項目を通知する。

- ア 災害発生の日時・場所・原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

### (2) 医療救護隊の業務

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への移送の要否、及び移送順位の決定
- ウ 死亡の確認及び死体の検案
- エ その他医療救護活動に際しての必要な措置



## 5 医薬品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、保健対策班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、北海道知事に対し斡旋又は提供を要請するものとする。

### (1) 医薬品調達先

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
一の村井薬店	沼田町南1条2丁目6-2	35-2533
(株)伊藤医科器械店旭川営業所	旭川市亀吉3条3丁目2番3号	0166-29-1661
大和産業(株)旭川営業所	旭川市東光18条5丁目1番20号	0166-34-5822
(株)ツルハドラッグ	札幌市東区北24条東20丁目1-21	011-780-2311
(株)サッポロドラッグストア	札幌市北区太平3条1丁目2-18	011-771-8100

## 6 関係機関の応援

町長は災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 医療救護隊の支援(北海道災害拠点病院)
- (2) 患者の輸送(自衛隊)
- (3) 災害派遣医療チーム「DMAT」

## 7 医療救護活動報告書の提出

深川医師会会長は、町長の要請により救護隊を出動させ活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- (1) 出勤場所及び出勤時間
- (2) 出勤者の種別及び人員
- (3) 受診者数(死亡・重傷・軽傷別)
- (4) 使用した薬剤・治療材料及び医療器具等の消耗・破損の内容(数量・額)
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

## 8 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統

災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおり(別紙1及び別紙2)である。なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

## 9 経費の負担及び損害補償

### (1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

#### ア 沼田町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

#### イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 255 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従って、また医療救護活動のため使用した薬剤・治療材料・医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

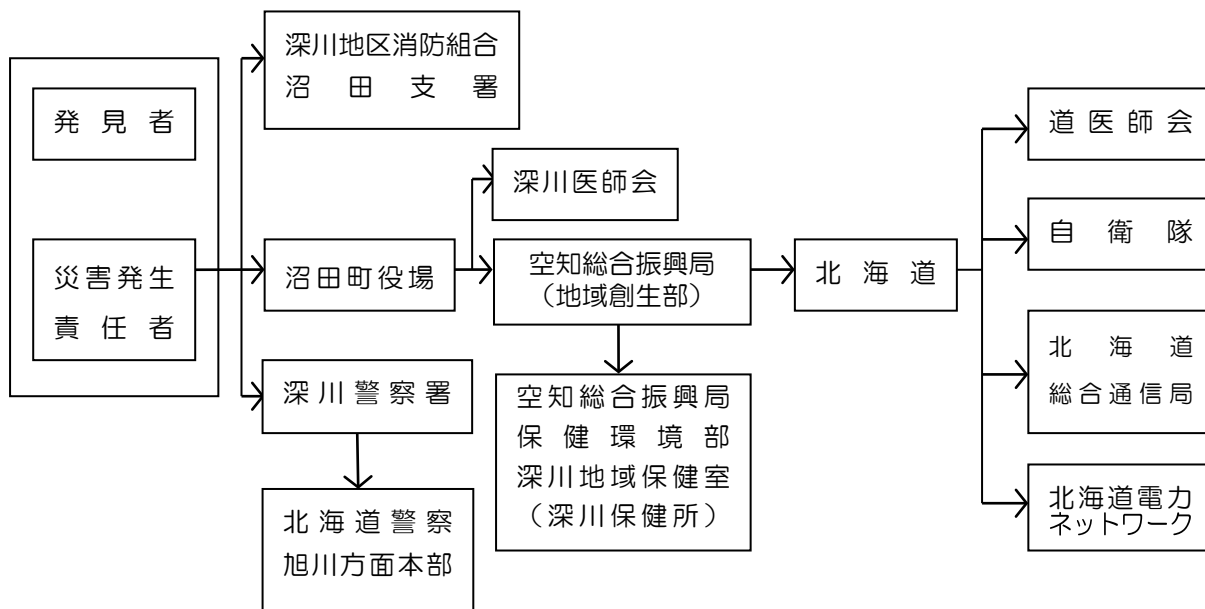
(3) 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡・負傷・若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ(1)の負担区分により補償するものとする。

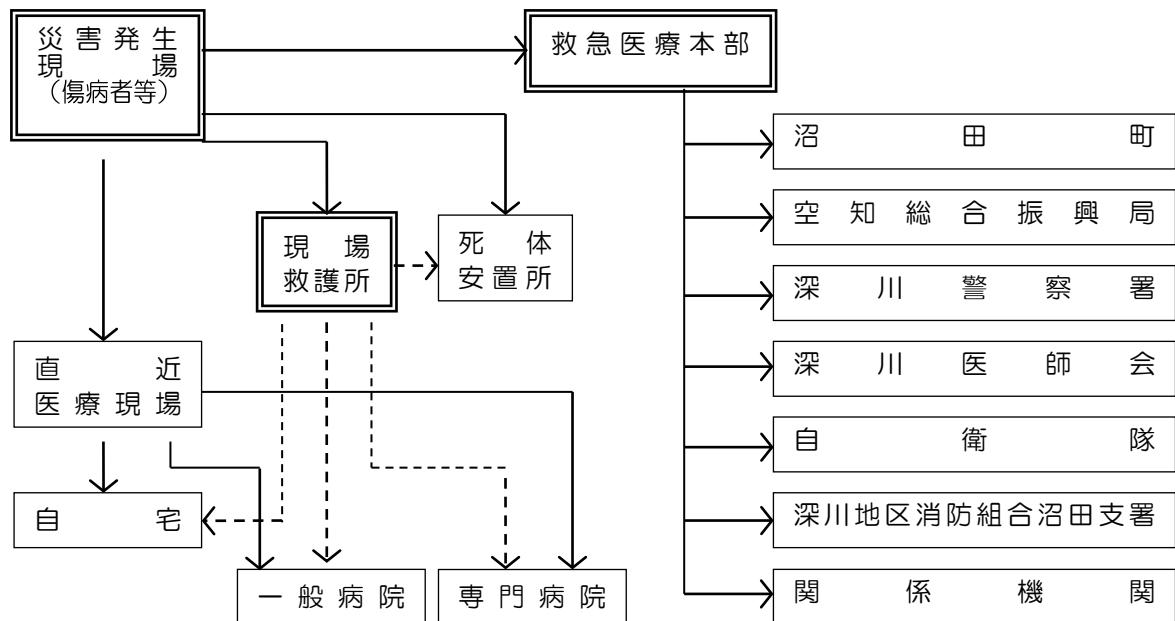
10 傷病者の把握

傷病者の把握については次の認識票を取り付けるとともに、救急状況調書（様式）を作成し、記録集計表に記載するものとする。

(別紙 1) 災害通報伝達系統



(別紙2) 傷病者等の搬送系統



(様式)

救急状況調書

取扱隊員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は疾病者等の特徴	疾程	病度	収容医療機関名
	NO				男女				
	NO				男女				
	NO				男女				
	NO				男女				

記録集計表

月 日現在 被災状況	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動 隊名
	現場	医療機関						
月 日 時 分 現在	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人		
	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人		
	計	計	計	計	計	計		

※傷病者の救出及び救急状況の記録表

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。(担当：住民対策班)
- (2) 災害による被害が甚大で町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事に応援を求め実施するものとする。

### 2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成するものとする。

#### (1) 伝染病予防委員の選任

町長は知事の指示に従って伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

#### (2) 防疫班の編成

町長は被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班 長	班員（消毒等）	班員（予防接種等）
住民対策班長	住民対策班員	保健対策班員

(注) 防疫班の活動範囲は主要個所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

### 3 防疫の種別と方法

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定に基づく北海道知事（空知総合振興局保健環境部深川地域保健室長（深川保健所長））の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条、第15条、第16条の規定に基づき次の要領により速やかに実施するものとする。

#### (1) 防疫班の消毒活動（担当：住民対策班）

ア 浸水家屋・下水・その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難所・その他不潔場所の消毒を1日1回以上実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は水1立方メートル当たり2000の次塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、充分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。

なお水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染された恐れが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させないものとする。

エ 状況によって、ねずみ・昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

#### (2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール・クロール石灰等の消毒剤を配布して、床・壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染個所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石鹼液3%水溶液で行う。

(3) 患者等に対する措置（担当：保健対策班）

町長は伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに北海道(空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）)に連絡するものとする。

(4) 臨時予防接種（担当：保健対策班）

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、北海道知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(5) 避難所等の防疫指導

町長は避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等（担当：保健対策班）

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けさせるものとする。

イ 消毒（担当：住民対策班）

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所・炊事場等を消毒するほか、クレゾール石鹼液・逆性石鹼液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて充分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食（担当：住民対策班）

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物・ちゅう芥類の衛生処理についても充分徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理（担当：土木・給水対策班）

飲料水については水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

## 4 防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材等を使用することとし、不足が生じた場合においては隣接市町より借用するものとする。

## 第12節 清掃計画

災害における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 災害地における清掃は、地域住民の協力を得て町長が実施するものとする。（担当：住民対策班）

イ 町長は災害による被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接町又は北海道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜(牛・馬・豚・めん羊・やぎ等の死んだもの)及び放浪犬の処理

ア 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは町長が実施するものとする。（担当：農林対策班）

イ 放浪犬の処理は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指示により行う。（担当：住民対策班）

## 2 清掃の方法

### (1) 清掃作業班の編成等

ア 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し処理に当たるものとする。（住民対策班長・住民対策班員）

イ 作業に当たっては速やかに被災地の現状把握を行うとともに収集計画を立て、出勤体制を整えるものとする。

### (2) ごみ処理区分

被災地内のごみの収集に当たっては住民に協力を要請し、食物の残廃物及び伝染病の源となるものから収集するものとする。

また必要に応じ一般車輛の出勤を要請し収集に万全を期すものとする。

なお処理処分は北空知衛生センター組合を使用する。

### (3) し尿の収集処理

し尿収集については農村地区のみとし被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

（担当：住民対策班 収集一委託業者）

## 3 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊・溢水等の被害を受けた場合、また下水道施設が被害を受け使用できないときは、野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所がなお不足する場合は、土木・給水対策班の協力を受け必要個所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害とならぬよう配慮するものとする。

## 4 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、交通途絶等により死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合には、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指導のもとに埋却及び焼却等の方法で処理する。なお埋却する場合は1 m以上覆土するものとする。

## 5 ごみ及びし尿処理施設

一般廃棄物処理施設・し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力		電話番号
		一般廃棄物	し尿	
北空知衛生センター	深川市一巳町西共成	一般廃棄物	1日/23 t	23-3584
		し尿	1日/36 k 糞	

## 第13節 飼育動物対策計画

### 1 実施責任者

#### (1) 北海道

ア 空知総合振興局長は市町村が行なう被災地における飼育動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

#### (2) 市町村

ア 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

### 2 飼養動物の取り扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。

(3) 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 第14節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理・埋葬の実施については本計画による。

### 1 実施責任者

#### (1) 町長(担当:住民対策班)

救助法が適用された場合は町長が北海道知事の委任を受けて実施する。

#### (2) 警察官

### 2 行方不明者の捜索

#### (1) 実施の方法

行方不明者の捜索は町長が警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜査班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

#### (2) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・着衣・特徴等

### 3 変死体の届け出

変死体については直ちに警察官に届け出るものとし、検視を受けるものとする。

### 4 死体の収容処理方法

#### (1) 実施者

ア 死体の身元が判明している場合でも関係機関等の了承を得て遺族・親族に連絡のうえ引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

#### (2) 収容処理方法

ア 死体の識別のため、死体の洗浄・縫合・消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。(様式1により記録しておくものとする。)

#### イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、死体を特定の場所(町内の寺院、公共建物等死体の収容に適当な場所)に安置し火葬の処理をするまで保存する。

#### ウ 検案

死体については、死因その他の医学的検査を行う。

### 5 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。

埋葬に当たっては次の点に留意する。

ア 事故死の死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。  
(様式2により記録しておくものとする。)

イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。

ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡者扱いとする。

### 6 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

### 7 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力(1日)	電話番号
北空知葬斎場	深川市一已町字一已 2502 番地 15	9	22-3814

### 8 埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積	備考
藤沢墓園	沼田町字沼田 994 番地	19,467 m <sup>2</sup>	
共成共同墓地	// 字共成 531 番地	6,291 m <sup>2</sup>	
北竜 //	// 字北竜 829 番地	9,832 m <sup>2</sup>	
恵比島 //	// 字恵比島 573 番地	10,000 m <sup>2</sup>	



様式1

## 死体処理台帳

沼田町

処理 年月日	死体発見 の日時及 び場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存	検案料	実支出額	備 考
			氏名	死亡者 との 関係	品名	数 量	金額				
										円	

様式2

## 死体埋葬台帳

沼田町

処理 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			計	備 考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺・附属品 含む	埋葬又は 火葬料	骨箱		
									円	
計		人							円	

## 第15節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障ないよう処置する場合は本計画の定めるところによる。

## 1 実施責任者

(1) 障害物の除去は町長が行う。(担当:土木・給水対策班)

ただし、救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法・河川法・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

(3) 軌道等に障害を及ぼしている物の除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

## 2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は次に掲げる場合に行うものとする。

ア 住民の生命・財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。

イ 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要なとき。

ウ 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くするとともに溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。

エ その他公共的立場から除去を必要とするとき。

## 3 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び災害時の応急対策活動協力に関する協定書に基づき沼田町建設業協会の協力・応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。

(2) 障害物の除去の方法は原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

#### 4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。

### 第16節 輸送計画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援・救出のための資材器具・物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法・範囲等は本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。(基本法第50条第2項) 災害時輸送の総括は土木・給水対策班が行うものとする。

#### 2 災害時輸送の方法

##### (1) 車輛等による輸送

災害時輸送は一時的には自機関の所有する車輛・舟艇を使用し、被災地までの距離・被害の状況等により自機関の所有する台数では不足する場合は他の機関に応援を要請し又は民間の車輛の借上げを行うなど災害時輸送の万全の体制をとること。

##### (2) 人力輸送

災害の状況により車輛による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

##### (3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じ自衛隊に対し航空輸送の要請を行うものとする。

##### (4) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

#### 3 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、町内の小売業者又は卸業者から調達するものとする。

ヘリコプター発着場所

地区	場所	所在	ヘリポートの広さ	備考
沼田	あるくらす(旧沼田中学校跡地)	南1条1丁目172-2	106m×120m	冬季使用不可
//	沼田中学校グラウンド	西町1-9	80m×230m	冬季使用不可
//	町民パークゴルフ場	字旭町31-10	50m×78m	冬季使用不可
//	除雪センター	字沼田106	69m×53m	冬季使用可
共成	共成農村公園	字共成182-1	46m×64m	冬季使用不可
北竜	ひばりヶ丘公園	字北竜505	60m×50m	冬季使用不可
//	沼田IC駐車場	字北竜205-78	40m×36m	冬季使用可
幌比里	ほろしん温泉	字幌新377-6	89m×52m	冬季使用可

## 第17節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

### 1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については町長が行う。(担当：農林対策班)

### 2 民間団体への協力要請

#### (1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合として、まず沼田町赤十字奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

#### (2) 動員の要請

災害対策本部の各班において沼田町赤十字奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し保健対策班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

#### (3) 沼田町赤十字奉仕団等の要請先及び活動

ア 沼田町赤十字奉仕団等の要請先

「第2章第3節 住民組織の協力」による。

イ 沼田町赤十字奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適時協力を求める。

- ① 指定避難所に収容された被災者の世話
- ② 被災者への炊き出し
- ③ 救援物資の整理・配送及び支給
- ④ 被災者への飲料水の供給
- ⑤ 被災者への医療・助産の協力
- ⑥ 指定避難所の清掃
- ⑦ 町の依頼による被害者状況調査
- ⑧ その他災害応急措置の応援

### 3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。(担当：農商対策班)

- (1) 労務者の雇上げの範囲
  - ア 被災者の避難誘導のための労務者
  - イ 医療・助産のための移送労務者
  - ウ 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
  - エ 飲料水の運搬・器材操作・浄水用薬品の配布等のための労務者
  - オ 救援物資支給のための労務者
  - カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
- (2) 滝川公共職業安定所深川分室（ハローワーク深川）への要請
 

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして滝川公共職業安定所深川分室長に求人の申込をするものとする。

  - ア 職種別所要労務者数
  - イ 作業場所及び作業内容
  - ウ 期間及び賃金等の労働条件
  - エ 宿泊施設等の状況
  - オ その他必要な事項

## 第18節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。  
(担当:文教対策班)
- (2) 救助法が適用された場合の救助は、北海道知事の委任を受けて町長が実施するものとし、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

### 2 応急教育対策

- (1) 休校措置
  - ア 休校の基準
 

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
  - イ 周知の方法
 

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を携帯メール・広報車・防災無線・その他確実な方法で各児童・生徒に周知する。
- (2) 学校施設の確保
 

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室・屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄の学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 応急教育の予定場所

予 定 施 設	所 在 地	収 容 能 力	電 話 番 号
沼田町生涯学習総合センター	南1条4丁目	400人	35-2111
沼田町民会館	南1条1丁目	500人	35-2727
沼田町民体育館	西町5-11	100人	35-2709

(4) 教職員の確保

教育委員会は教職員の災害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

### 3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品等を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別・学年別・使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。

また他の市町村に対し使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 災害救助法が適用されない場合

被災の状況により災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

#### 4 学校給食対策

- (1) 給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。
- (2) 衛生管理には留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

#### 5 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒について、伝染病予防接種・健康診断等を実施する。

#### 6 文化財保全対策

文化財保護法・北海道文化財保護条例及び沼田町文化財保護条例等による文化財(有形文化財・無形文化財・民族文化財・記念物)は次のとおりであるが、その所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全・保護にあたり、災害が発生したときは教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。

##### (1) 道指定文化財

本願寺駅通 沼田町字北竜1

##### (2) 町指定文化財

クラウド 15号機関車 沼田町字幌新

本願寺越中獅子舞 沼田町字北竜1

十一面薬師観音菩薩象 沼田町字恵比島

沼田産化石標本 沼田町字幌新

幌新太刀別川化石産出流域

### 第19節 災害警備計画

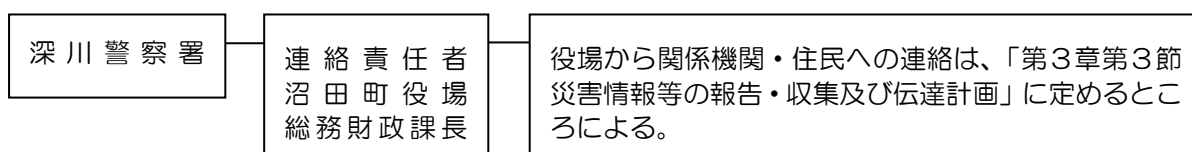
災害に関する深川警察署(以下「警察署」という。)が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか本計画の定めるところによる。

#### 1 災害に関する警察の任務

警察は災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助・犯罪の予防・交通規制等の応急対策を実施して住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

#### 2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は次により行うものとする。



- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、同条第3項の規定に基づき速やかに町長に通報するものとする。

### 3 事前措置に関する事項

(1) 町長(総務対策班)が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。)により警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

- ア 出動を要する理由
- イ 出動を要請する職員の職種別及び人員数
- ウ 出動を必要とする期間
- エ その他出動についての必要事項

(2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は町長からの要求により基本法第59条に基づき事前措置等を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

この場合にあつては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

### 4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を行う場合は、[第5章第6節 避難救出計画]に定める避難先を示すものとする。

この場合において、当該避難先の借上げ・給食等は町長が行うものとする。

### 5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

この場合にあつては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担(人的物的公用負担)を行った場合は直ちにその旨を町長に報告するものとする。

### 6 救助に関する事項

警察署長は町長と協力し被災者の救出及び負傷者等の応急的救護並びに死体の見分を行うとともに、状況に応じて町長の行う行方不明者の搜索等災害活動に協力するものとする。

### 7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

### 8 災害時における広報

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及び避難措置・犯罪の予防・交通規制その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

### 9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に

対して移動無線局・携帯無線機等を配備する計画については、町長及び関係機関と調整して通信システムの確保に努める。

## 10 交通規制に関する事項

- (1) 警察署長はその管轄区域の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行・車輛等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- (2) 警察官は災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車輛等の通行を禁止し又は制限するものとする。

## 第20節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水・通信等に応援を必要とするとき。

### 2 災害派遣要請の要領等

#### (1) 要請方法

町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書(様式)をもって北海道知事(空知総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

ただし緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

#### (2) 担当班及び要請先

- ・災害派遣要請担当一総務対策班
- ・派遣要請先(連絡班)

ア 空知総合振興局長(地域創生部主幹(社会資本)) 0126-20-0148



イ 陸上自衛隊第2師団長（第2特科連隊） 0166-51-6111（代表）

### 3 災害派遣部隊の受入れ体制

#### (1) 受入れ準備の確立

北海道知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

##### ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車輛・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

##### イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容・所要人員・器材等の確保・その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備をする。

#### (2) 派遣部隊の到着後の措置

##### ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画について協議し調整のうえ必要な措置をとる。

##### イ 北海道知事（空知総合振興局）への報告

総務対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を北海道知事（空知総合振興局）に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

#### (3) 経費

ア 次の費用は町において負担する。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ 汲取料

イ その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

### 4 派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。



様式2

沼 総 防 第      号  
年    月    日

空知総合振興局長    様

沼    田    町    長

災害派遣撤収要請について

平成 年 月 日付け沼総防第      号で要請した災害派遣については、      ので  
次の時刻をもって撤収要請します。

記

1 撤収要請日時      平成 年 月 日      時    分

2 撤 収 区 域

## 第21節 住宅対策計画

災害のため住宅を失い又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長(土木・給水対策班)が実施する。

災害救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により実施するものとする。

### 2 指定避難所の設置

町長は必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し指定避難所を開設するものとする。

### 3 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 4 応急仮設住宅の建設

町長は必要により災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

#### (1) 対象者

次のいずれにも該当するものであること。

ア 住家が全焼・全壊又は流失した者。

イ 居住する住家がない者。

ウ 自己の資力で住家を確保することができない者。

「①生活保護法の被保護者及び要保護者」及び「②特定の資産を有しない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等」

#### (2) 建設戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

#### (3) 建築予定場所

原則として町有地とする。ただし、町有地が適当な場所がない場合等は、適当な国・道有地及び私有地とする。

#### (4) 建築・木材業者

原則として町の指名登録業者を指名する。

#### (5) 規模・構造

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続立て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

#### (6) 着工時期

救助法が適用の場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

(7) 供与

ア 入居者の選考に当たっては民生委員等の意見を徴し、被災者の資力その他生活条件を充分調査のうえ決定する。

イ 供与期間は、建築基準法第 85 条の規定による期限内の 2 年以内とする。

(8) 管理

救助法が適用され、道の委任により町が設置する応急仮設住宅の管理について、町が管理するものとする。

救助法が適用されない場合に町が設置するものについては、町が管理するものとする。

## 5 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であり、自己の資力では応急処理ができない者であること。

(2) 修理の対象者

半焼及び半壊戸数の 3 割の範囲内とする。

ただし、被害状況等により特に必要な場合は、限度戸数を引き上げるものとする。

(3) 修理の期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から 1 カ月以内に完了するものとする。

また同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4) 木材業者等

原則として町の指名登録業者を指名する。

(5) 修理の方法

ア 応急修理の対象とする住家の選定は民生委員の意見を徴し、被災者の資力その他生活条件を充分調査のうえ決定する。

イ 応急修理は現物給付をもって実施するものとする。

ウ 日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限るものとする。

## 6 災害公営住宅の建設

(1) 公営住宅は大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得り災世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

ア 地震・暴風雨・洪水その他異常な天然現象による災害の場合

① 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

② 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

③ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 火災による場合

① 被災地の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

② 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し管理するものとする。ただし、北海道知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅第 46 条の規定による事業主

体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3カ月間は月収268,000円以下であること。
- ③ 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明かな世帯であること。

イ 建設戸数

- ① 町の建設戸数は被災滅失住家戸数の3割以内
- ② 激甚災害の場合、災害により滅失した戸数の5割以内

ウ 規格構造

再度の被災を防止する構造とする。

エ 建設年度・国庫補助

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

国庫補助は標準の建設費の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3。

7 費用の限度及び期間

災害救助法の適用基準による。

8 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅台帳
- (2) 住宅応急修理記録簿

9 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 第22節 ボランティアの受入れ

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関係することについては、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティ

ア活動に全面的に係わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、町社会福祉協議会と協議し又は連携を図って相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名・住所及び活動内容等を記録しておかなければならない。

また、この場合の災害対策本部のボランティア受付担当は、産業対策班が行うものとする。ただし災害が大規模な場合又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請しその市町村において受付窓口を設けるものとする。

### 3 ボランティア活動等の把握

町はボランティアがどこで、どのような活動をしているか又どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

### 4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 救援物資などの物資搬入・配布作業
- (2) 被災地などの清掃活動
- (3) 炊き出し
- (4) その他被災者の支援活動

### 5 ボランティア活動の環境整備

災害時においては、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

## 第23節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により、町長は指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣又は斡旋を要請できるものとする。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下、本節において「町長等」という。)

### 2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお職員の派遣の斡旋は北海道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣の斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は原則として、職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定行政機関及び指定行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項の規定、また地方公共団体の職員については、地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。

ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

## 第 24 節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

### 1 緊急運航の要請

本町において、災害が発生し迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、町長は、北海道知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(1) 要請の要件

町長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で次の該当する場合に要請する。

ア 災害が隣接する市町村に拡大し、また影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請方法

町長から北海道知事に対する要請は、電話により次の事項について明らかにして行なうとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記様式 1)を提出する。ただし、緊急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、消防が



行なう。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に必要な事項

(3) 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときは、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(別記様式2)により北海道総務部長に対し報告する。

(4) 要請先

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航の要請先は次のとおりとする。

北海道総務部危機対策課防災航空室 TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

## 2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

(1) 災害応急対策活動

ア 災害状況の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察及び情報収集活動を行なう必要がある場合

イ 救援物資、人員、資機材等の運送

災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合で、救援物資、人員、資機材等を運送する必要がある場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

交通遠隔地等から生命の危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転出搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危機が及ぶと医師が判断し、かつ原則として医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

交通遠隔地等において緊急医療を行なうため、医師、機材等を搬送する必要がある場合

(3) 救出活動

ア 山岳遭難、河川及び湖沼等の水難事故における救助、救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できない場合

3 ヘリコプター発着可能場所

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る発着場所については、「第5章第16節 輸送計画」に定めるとおりとする。

別記様式1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名  
担当者職氏名  
連絡先

災害の状況・派遣理由	覚 知							
	災害発生日時							
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況 ・ 措置状況							
派遣を必要とする区域					希望する活動内容			
気象状況								
離着陸場の状況	離着陸場所							
	特記事項							
必要とする資機材					現地での資機材確保状況			
					特記事項			
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況			
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名							
	現場付近で活動中の航空機の状況							
現 地 最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)					
無 線 連絡方法	(周波数)							Hz
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記様式2

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者 北海道総務部長 様

沼田町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分				
災 害 発 生 場 所					
派 遣 区 域					
離 着 陸 場					
使 用 し た 資 機 材					
傷 病 者 の 搬 送 先					
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー に 係 る 活 動 内 容	地元の活動（消防防災ヘリコプター運航に係る分）				
	消防防災ヘリコプターによる活動内容				
災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況					
そ の 他 参 考 と な る 事 項					
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考